経営強化計画の履行状況報告書

2020年6月



目 次

I. 2	020 年 3 月期決算の概要
1.	経営環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	決算の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Ⅱ. 剎	圣営の改善に係る数値目標の実績
1.	収益性を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2.	業務の効率性を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・4
Ⅲ. 糸	経営の改善の目標を達成するための方策の進捗状況・・・・・・・・・・ 5
IV. 🕏	é前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況
1.	業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策・・・・・・・32
2.	リスク管理の体制の強化のための方策・・・・・・・・・・・33
3.	法令遵守の体制の強化のための方策・・・・・・・・・・・ 35
4.	経営に対する評価の客観性の確保のための方策・・・・・・・・・37
5.	情報開示の充実のための方策・・・・・・・・・・・・・・38
V. 🗆	口小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている
≱	(域及び地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況)
1.	中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている
	業域及び地域における経済の活性化に資するための方針・・・・・・・39
2.	中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策・・・・・・・41
3.	その他主として業務を行っている業域及び地域における経済の活性化に資する
	方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
VI. 乗	制余金の処分の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
VII. 貝	វ務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況
1.	経営管理に係る体制・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
2.	各種のリスク管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・48

I. 2020 年 3 月期決算の概要

1. 経営環境

2019 年度の我が国経済は、日本銀行の量的・質的金融緩和による円安、政府財政支出等により雇用・所得環境は改善され、内需を中心に緩やかな回復が続きましたが、年度後半は、消費税引上げや米中貿易摩擦等の影響により勢いを失うこととなり、更に、突然の新型コロナウィルスの感染拡大により、輸出・生産も減少し、わが国の景気へ与える影響が大きく懸念される情勢となっています。そして新型コロナウィルスの世界的な感染拡大により、世界的な景気後退が危惧されています。

一方、中小企業・小規模事業者は、消費税引上げの影響に加え、経営者の高齢化 や事業承継問題、人手不足の深刻化、米中貿易摩擦などを背景に、依然として厳し い事業環境が続きました。

金融面では、日本銀行が量的・質的金融緩和政策を継続し、低金利が長期化している環境下で、金融機関は、貸出金や運用等による収益を確保することが難しい状況が続きました。

このような環境下、当組合は、新たに3ヶ年(2019年4月~2022年3月)の第三次経営強化計画を策定・公表し、2019年度はこの初年度として、スタートを切りました。

そしてこの計画の下、「業域を基盤として、地域への広がりも兼ね備えた」特色のある 信用組合として、業務基盤の再構築を図り、その存在感の向上と強固な収益基盤の確立を 図ることを基本方針とし、「貸出業務増強等トップラインの拡大による収益力の強化」、

「人材育成の強化」、「信用リスク管理等、リスク管理体制の一層の強化」、「業務の効率化・ 事務の堅確化」を重点施策として、役職員一丸となって取り組みました。

2. 決算の概要

(1) 主要勘定(末残)

	2018年3月末	2019年3月末		2020年3月末	Ħ
	実績	実績 (始期)	実績	18年3月末比	19年3月末比
預金・積金	50, 935	51, 453	51, 114	179	△339
貸出金	32, 980	35, 686	35, 764	2, 784	78
有 価 証 券	6, 587	6, 704	6, 679	92	△25

(単位:百万円)

① 預金・積金

預金・積金については、顧客の高齢化、相続の影響等による個人定期性預金の減少及び、施設整備のための法人預金の取り崩し等により、2020年3月期の末残は、対前期比で339百万円減少の51,114百万円となりました。

引き続き、顧客の高齢化への対処、新規預金先獲得が継続課題と認識しております。

② 貸出金

貸出金については、当組合における最重点課題として諸施策に取り組んでまいりました。この結果、2020年3月期の末残は、対前期比で78百万円増加の35,764百万円となりました。

一方、不良債権の定例回収が計画通りに進んだ結果、金融再生法上の不良債権は、 対前期比 36 百万円減少の 3,351 百万円に、不良債権比率は対前期比で 0.12 ポイン ト低下の 9.36%となり、貸出資産の入替・積み上げは進捗いたしました。

③ 有価証券

2020年3月期は、厳しい運用環境の中、金利動向やリスク等を勘案し、慎重な姿勢で臨みました。その結果、不動産投資信託(J-REIT)の新たな購入はあったものの、ユーロ円債の償還もあり、有価証券の保有残高は、対前期比で25百万円減少の6,679百万円となりました。

(2) 収益状況(計数は別表1に記載)

① 資金利益

貸出金平残は計画を下回りましたが、貸出金利回りは計画を上回ることとなり、貸出金利息は計画を5百万円上回りました。

余資運用収益は、預け金利息と有価証券利息配当金はほぼ計画通りとなった一方、 その他の受入利息が増加したことを主因に計画を5百万円上回りました。

以上から、資金運用収益は計画を10百万円上回る828百万円となりました。

一方、預金利息は、預金平残が計画値を上回ったものの、利回りの低下から、計画を8百万円下回る26百万円となりました。

この結果、資金利益は計画を17百万円上回る801百万円となりました。

② コア業務純益

貸出金利息及び余資運用収益が計画を上回ったこと等により、業務収益は計画を 13 百万円上回る 894 百万円となった一方、一般貸倒引当金を除く業務費用は、預金 利息及び経費が計画を下回ったこと等により、計画を 25 百万円下回る 721 百万円と なりました。

この結果、コア業務純益は計画を38百万円上回る173百万円となりました。

③ 当期純利益

当期純利益は、計画を上回る不良債権処理損失額を計上した一方、一般貸倒引当金の引当率の低下に伴う同引当金の戻入等により、計画を 5 百万円上回る 135 百万円となりました。

(3) 自己資本比率の状況

2020 年 3 月末の自己資本比率は、自己資本の増加に伴い、対前期比 0.02 ポイント上昇し、22.20%となりました。また、計画を 0.12 ポイント上回っております。

【別表 1】 (単位:百万円)

		2019年3月期	2020年3月期			
		実績	計画	実績	対計画比	対前期比
業務純益		67	135	236	101	169
業務収益	業務収益		881	894	13	39
資金運用	収益	788	818	828	10	40
うち釘	資出金利息	714	745	750	5	36
役務取引	等収益	53	49	52	3	△1
その他業	務収益	14	14	13	$\triangle 1$	$\triangle 1$
うち	国債等債券関係	0	0	0	0	0
業務費用		787	746	658	△88	△129
資金調道	達費 用	33	34	26	△8	△7
うち	項金利息	33	34	26	△8	△7
役務取引	等費用	29	31	29	$\triangle 2$	0
その他業	美務費用	0	0	1	1	1
うち	うち国債等債券関係		0	0	0	0
一般貸倒	削引当金繰入額	81	0	△63	△63	△144
経費		643	681	664	△17	21
うちん	人件費	432	465	456	△9	24
うち <u>4</u>	 勿件費	197	202	194	△8	△3
	うち機械化関連費用	70	73	73	0	3
業務粗利益		792	816	837	21	45
国債等債券関係	損益	0	0	0	0	0
コア業務純益		148	135	173	38	25
臨時損益		△11	0	△102	△102	△91
うち不良債権	室 処理損失額	8	10	100	90	92
経常利益		56	135	133	$\triangle 2$	77
特別損益		$\triangle 2$	0	0	0	2
税引前当期純利		53	135	133	$\triangle 2$	80
法人税等		6	5	△1	$\triangle 6$	△7
当期純利益		47	130	135	5	88

Ⅱ. 経営の改善に係る数値目標の実績

2020年3月期における経営の改善に係る数値目標の実績は、以下のとおりとなりました。

1. 収益性を示す指標

【コア業務純益】

214947 - Land				` ' '-		
	2019/3 期	2020/3 期				
	実績(始期)	計画	実績	対計画比	対始期比	
コア業務純益	148	135	173	38	25	

^{*}コア業務純益=業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

貸出金平残は対計画比で 135 百万円下回ったものの、貸出金利回りは対計画比で 0.02 ポイント上回ったことから、貸出金利息は対計画比で 5 百万円上回りました。

また、余資運用収益が対計画比で5百万円上回り、役務取引等収益が対計画比で3 百万円上回ったこと等から、業務収益は対計画比で13百万円増加となりました。

一方、一般貸倒引当金を除く業務費用は、預金利息が対計画比で8百万円下回り、 経費が対計画比で17百万円下回ったことから、対計画比で25百万円下回ることと なりました。

以上より、コア業務純益は計画を38百万円上回る173百万円を確保しました。

2. 業務の効率性を示す指標

【業務粗利益経費率(OHR)】

(単位:%)

(単位:百万円)

	2019/3 期	2020/3 期					
	実績 (始期)	計画	実績	対計画比	対始期比		
OHR	72. 35	74. 51	70. 61	△3. 90	△1.74		

- *業務粗利益経費率 = (経費 機械化関連費用) ÷ 業務粗利益
- *機械化関連費用には、全国信組共同センター使用料、事務機器等の減価償却費、 保守関連費用等を計上しております。

2020年3月期の業務粗利益経費率は、業務粗利益が対計画比で21百万円上回るとともに、経費が対計画比で17百万円下回ったことから、対計画比・対始期比共に下回ることができました。

Ⅲ.経営の改善の目標を達成するための方策の進捗状況

当組合は、業域信用組合としてスタートし、その後店舗所在地を中心とする地域へも 業務展開を図るという独自の経営戦略をとってまいりました。

現在、当組合のマーケットは「業域」「地域」とも、厳しい環境下で質的な変革を求められる時代に入ってきており、今後、金融機関のコンサルティング機能及び金融仲介機能の発揮の必要性はますます高くなってくるものと思われます。

このような状況の中で、当組合は、今後も「業域を基盤として、地域への広がりも兼 ね備えた」特色のある信用組合として、以下の基本戦略により業務展開を図ることとい たしております。

- (1)「業域」と「地域」の双方の領域で、お客様とのリレーションと、これまでに培ってきたノウハウにより、きめ細かいサービスの提供とコンサルティング機能を発揮することにより、両領域の中小規模事業者等の皆様に良質な金融サービスを提供いたします。
- (2)「業域」と「地域」の双方で業務を行う金融機関として、業域間・地域間はもとより、「業域」と「地域」を繋ぐビジネスマッチングの実施と金融仲介機能の発揮により、両領域の中小規模事業者等の皆様の事業展開をサポートいたします。
- (3) 中小規模事業者等の皆様のニーズに的確かつ柔軟に対応するとともに、提案型営業の推進により、お客様のニーズを創造し、必要な資金提供を行います。

このような観点から、業務基盤の再構築を図るべく、本計画においては、以下の基本 方針(目標)と重点施策を掲げ、組合一丸となって取組みを強化しております。

1. 基本方針(目標)

- (1) 業域信用組合として、金融仲介機能を十分果たしていくため、取引基盤の再構築と拡大を図ります。
- (2) メンバーシップバンキング(業域)、リレーションシップバンキング(地域)の原点に返り、業務基盤の再構築を図ります。
- (3)「業域」と「地域」の双方で業務展開を行う実質唯一の信用組合として、その存在感を高めます。
- (4)「業域」と「地域」を両輪として、現状の預金・貸出金・人員の規模をベースに拡大し、収益基盤の確立を図ります。

2. 重点施策

- (1)貸出業務増強等トップラインの拡大による収益力の強化
- (2)人材育成の強化
- (3)信用リスク管理等、リスク管理体制の一層の強化
- (4)業務の効率化・事務の堅確化

3. 重点施策の進捗状況

- (1) 貸出業務増強等トップラインの拡大による収益力の強化
 - ① 業域取引の基盤再構築と拡大

当組合が、業域信用組合として、今後も引き続き発展し、存在感を確立するためには、業域との取引の基盤を再構築し、拡大していくことが喫緊の課題であります。しかしながら、業域の分野は幅広く、限られた要員では、量的拡大に限界があります。

そこで、2019 年度は、「福祉・医療開拓推進室」(以下「推進室」という。)が 主体となり、戦略的に取り組むマーケットを選定し、効率的・効果的アプローチ を行う観点から、業域取引の推進に係る情報収集、戦略策定、営業店に対する助 言・指導、同行営業等の諸施策を強力に展開するための業務運営方針を策定しま した。そして、戦略的に取り組むマーケットを選定し、効率的・効果的アプロー チを行うための具体的施策を推進いたしました。

すなわち、認知症グループホーム、障害者支援事業所、障害者グループホーム、 歯科医師を戦略マーケットと位置付け、このような分野毎に、貸出実行額目標を 設定し、本部・営業店一体となって、貸出取引の拡大を図りました。

ア. 職員の効率的な活動による効果的なマーケット戦略

上記のように、2019 年度は限られた要員の中で、内外のリソースを最大限 に活かすべく、効率的・効果的なマーケット戦略を策定し、遂行しました。

この結果、2020年3月末の業域向け貸出残高は13,089百万円と、総貸出残高に占めるシェアは、36.6%に止まりましたが、貸出先数では、総数1,100先のうち554先と、業域先が50%を超える状況になりました。

今後も、運営目途である業域向け貸出残高シェア 40%へ向け、更なる業域取 引の拡大を図ってまいります。

a. 実効性のあるマーケットの見極め

高齢者人口の増加に伴い、介護・福祉業界は年々拡大を続けており、厚生 労働省の方針や、東京都の計画においては、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年度を見据えた施設の増強が明確になっています。

また、今後、地域包括ケアシステムの推進や地域医療構想の達成に向けた 取組みなど、社会福祉事業施設や医療施設等の整備が進められていくもの と予想されます。

このような高齢者福祉の分野において、当組合の取引規模にあったマーケットという意味では、伝統的な福祉施設ではなく、「地域包括ケアシステム構築政策」に沿った小規模の認知症グループホームや、小規模多機能型居宅介護施設等が、当組合の培ってきたノウハウを活かせる分野であると認識しております。

そこで当組合は、2015 年 12 月に、取引先の公益社団法人と連携し、オーナー型グループホーム推進プロジェクト(地域包括ケアシステム構築)を結成し、事務局及び金融部門を担う立場として活動してまいりました。

その結果、2019年度には、2つの案件に関して、当組合が77百万円の貸出を実行することとなりました。

本件プロジェクトは、業域信用組合である当組合のビジネスモデルを具現化する象徴的なケースであり、本計画における業域戦略の柱として、今後も積極的に推進してまいります。そして、このようなネットワークを活用することにより、取引の拡大に向けた取組みを強化してまいります。

また、障害者福祉の分野でも、行政の積極的な推進が本格化してきており、この領域の規模も拡大していくことが見込まれます。この分野では、就労移行支援・就労継続支援の事業所が増加するなど、障害者支援ニーズの多様化への対応・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が進められています。民間企業の参入も増えてきており、市場を巡る動きは活発化しています。前計画においては、このような障害者福祉の分野を戦略マーケットとして位置づけ、取引先数の増加や貸出残高の積み上げを図ってまいりました。2019 年度も引き続き、戦略マーケットとして、「障害者支援事業所向け融資」や「障害者グループホーム事業者向け融資」の推進、関連団体との連携強化による新規取引拡大、「女性・若者・シニア創業サポート融資制度」に

また、資金需要が見込まれる地域にある青梅支店と小平支店は、合同で新 規取引先の開拓活動を行いました。

おけるアドバイザーとの連携による障害者支援事業や障害者グループホー

ム事業進出への支援等を行いました。

その結果、障害者支援事業所向け融資が11件、86百万円(2018年度は、11件、66百万円)、障害者グループホーム事業者向け融資が6件、200百万円(2018年度は、0件)実現しました。

児童福祉の分野では、待機児童解消のため、国は2018年に子育て安心プランを策定し、保育の受け皿拡大に動くなど、この分野での動きは活発化しており、今後、この分野の規模は拡大することが予想されます。

2019 年度は他の活動に時間を要したため、十分な活動時間は確保できませんでしたが、2件、158 百万円の融資が実現しました。今後も、関係団体へのセールスを強化し、マーケット動向を見ながら、ニーズと取引展開の可能性を模索してまいります。

医療分野においては、前計画に引き続き、歯科医師を戦略マーケットとして位置付け、メンバーズローンを主力商品として、アプローチを強化し、裾野拡大を図りましたが、ターゲットとした地域におけるニーズが頭打ち

となり、実績は6件、18百万円(2018年度は、13件、61百万円)と低調な結果に終わりました。

一方、この他の医師・歯科医師向け融資は、39 件、197 百万円と順調な結果となりました。東京都の歯科医師数を考慮すると、潜在的には更なる開拓の余地が十分あると推定されますので、新たな地域への開拓活動に一層注力していく方針です。

また、メガバンク等との競合が激しく、医師や医療法人との取引拡大の余地は小さいものと思われますが、開業前の医師については、ニッチ市場としてビジネスチャンスがあるものと思われますので、引き続き、「医師向け開業ローン」の活用等により、取引拡大を図ってまいります。

薬剤師については、従来ほとんどコンタクトがなく、前計画においては新商品を開発して臨みましたが、低調に終わりました。この業界は、小規模店舗が乱立している状況で、経営者の高齢化や、薬価引き下げ等を背景に、中小規模の薬局は厳しい環境に置かれており、大手資本による寡占化が進んでいます。今後も継続して、マーケットの動向を見ながら、ニーズを模索してまいります。

2019 年度の業務運営方針で定めた、以上のような、業域取引拡大のための戦略商品の取組計画の達成率は、商品毎に差異がありますが、全体としては、52%に止まりましたので、2020 年度は更なる取組みの強化を図ってまいります。

b. 業域専担者の配置による業域取引推進に向けた体制の強化

当組合が一丸となって、業域マーケットの取引を拡大していくためには、各営業店が独自の情報や戦略をもとに活動するのではなく、当組合としての統一的な情報や考え方の下に活動することが、効率的・効果的であります。このような観点から、2019 年度は推進室に、業域取引に関する知識・経験が豊富な職員を「業域専担者」として配置いたしました。業域専担者は、マーケット全体を俯瞰して、幅広く情報や知識を収集するとともに、当期は、戦略マーケットである障害者支援事業所へ、単独訪問や営業店職員との同行訪問を積極的に行いました。

また、営業店においては、「業域推進責任者」を配置し、業域専担者から、必要な情報の発信を随時行い、営業店との連携を強化しました。

今後も、業域専担者は業域取引拡大の旗振り役として、外部専門家や外部 団体との一層太いパイプを築くとともに、営業店との連携を強化して、取引 の拡大に結びつけられるよう努めてまいります。

c. 外部専門家、外部団体等との連携強化

業域マーケットは幅広いため、取引拡大に必要な情報や知識を、当

組合の限られた要員のみで収集するには限界があり、外部専門家や外部団体との連携が必要不可欠であります。

そこで、前計画においては、中小企業診断士をコーディネーターとする東京都よろず支援拠点による顧客向けセミナーや相談会を開催する等、外部専門家との連携を図り、顧客のニーズに応えてまいりました。

このような活動の結果、中小企業診断士、中小企業基盤整備機構の専門 家、創業アドバイザー、当組合の取引先の専門家等との基本的な連携体制を 構築することができました。

今後拡大する業域マーケットに的確に対処していくためには、外部専門 家、外部団体等との連携は一層必要になってまいります。

そこで、本計画では、従来以上に、外部専門家、外部団体等との連携を強化していくこととしております。

2019 年度は、法制度の動向に合わせ、取引先向けの「消費税対策」セミナーを、全営業店において、国税庁・東京都よろず支援拠点から講師を招き開催した他、「働き方改革」に関するセミナーや、日本認知症グループホーム協会に所属する経営者を対象にした「助成金活用」に関するセミナーなど、外部コンサルタントを講師とした時宜に適ったセミナーを開催いたしました。

また、小平支店においては、取引先を対象に、日本認知症グループホーム協会のマッチング事業プロジェクトチームの専門家を招き、オーナー向け説明会を開催いたしました。

小平支店においては、従来から、取引先の次世代の経営者を対象に、さまざまなテーマに関するセミナーを開催しておりますが、2019 年度は、経営者を講師とする、「事業展開の成功事例・事業承継問題」をテーマとしたセミナー及び、「選ばれる企業になる。いまさら聞けない接遇の基本」をテーマとしたセミナーを、外部講師を招いて開催し、好評を博しました。

一方、当組合の職員向けに、日本政策金融公庫から専門家を招き、NPOなどのソーシャルビジネスにおける創業等に係る支援に関する当組合との連携(協調融資)の推進に関する勉強会を開催いたしました。

更に、東京共同住宅協会から講師を招き、障害者グループホームについて の勉強会を開催いたしました。

他方、医療コンサルティング機関や、行政書士事務所等を往訪し、情報収集や連携強化に努めました。

今後も、外部専門家、外部団体とは連携方針を明確化することにより、役職員によるグリップを強化し、連携のフォローアップに努めてまいります。 また、総代の方々とのリレーションは重要であり、2019 年度は役員往訪 等により、業域関連情報の収集に努めました。

最近は総代の世代交代が進んでいることから、後継者に対するアプローチも一層強化してまいります。

イ. 存在感の向上のための広報・PR

前計画においては、業界団体との連携により、多数の団体の傘下会員に対し当組合のリーフレットを配布し、当組合のPRに努めるとともに、業界紙に広告を掲載するなど、役職員一丸となって当組合の認知度の向上に努めてまいりました。

しかしながら、関連業界において当組合の認知度が必ずしも十分ではない ことも明らかになってまいりました。当組合が、得意とする分野を通じて、金融仲介機能を十分に果たしていくためには、認知度を向上させ、お客様のニーズを的確に捉えて対応していく必要があります。

そこで、2019年度は、以下のような広報・PRに努めました。

a. キャッチフレーズの策定とPR

本計画において、お客様に当組合の特徴や得意とする分野を訴求し、取引拡大に繋げていくため、当組合の特徴等をわかりやすく表したキャッチフレーズを策定し、PRに努めることといたしておりますが、2019 年度は他の活動に時間を要し、実施できませんでした。今後、実施に向け検討してまいります。

b. 配布物の内容、配布対象、配布機会の工夫及び拡大

前計画においては、当組合の商品を紹介するリーフレット等の配布・配信 を、関係団体と連携しその協力を得ながら行った結果、お客様からの問い合 わせも増え、顧客獲得に繋げることができました。

2019 年度は、浅草支店において、朝夕に、最寄り駅利用者を対象に、ポケットティッシュ及びリーフレットを配布するなど、認知度の更なる向上に努めました。

今後も、このような配布物について、一層の工夫を行うとともに、配布対象や配布機会の拡大に努めてまいります。

c. 業界の掲載対象紙、掲載内容の工夫及び拡大

前計画においては、当組合の顧客の属する業界に関わる会員向け封筒や新聞等に、当組合名や取扱商品名等を掲載していただくことにより、PRに努めた結果、問い合わせを多数いただきました。中には、融資取引成約に至ったケースもあります。このように、従来の取組みにより、徐々に認知度向上は図られてきたものと思われます。

2019 年度は、関係協会の会員企業向け会報や取引先の大学の同窓会新聞

への広告掲載を更新するとともに、新たに、地域の歯科医師会の会員(160名)向け会報誌や大学同窓会向けに、メンバーズローンリーフレットの掲載や配布をさせていただくなど、一層のPRに努めました。

今後も、一層の認知度向上へ向けて、掲載対象紙の拡大を図るとともに、 掲載内容について工夫を行ってまいります。

d. 当組合ホームページの内容拡充、他の機関のホームページとのリンク

当組合は、従来、決算関係事項、経営理念、経営管理態勢、リスク管理態勢、地域貢献に関する情報等をホームページで公表し、情報開示に努めております。

2019 年度におきましては、7 月と 2 月に開催した経営諮問会議の議事概要をホームページで公表した他、新たに策定した第三次経営強化計画を公表いたしました。

今後も、掲載内容の一層の拡充に努め、認知度向上に努めてまいります。 また、東京都地域密着型協議会のホームページから、当組合へのリンクが 可能となっておりますが、更に、親密な行政書士事務所のホームページとの リンクも開始し、多数のアクセスをいただいており、今後も、リンク先の拡 大に努めてまいります。

e. 各種メディアの活用

本計画においては、紙媒体以外のメディアの活用による一層効果的なP R方法について検討していくこととしておりますが、2019 年度は、他の活動に時間を要し、未着手となりました。

今後は福祉関係業界等への情報発信に努めていきたいと考えております。 f. セミナー・相談会等の開催

中小規模事業者の抱える経営課題等に的確に応えていくためには、セミナーや相談会等の開催は有用であり、前計画においても、外部専門家等と連携して多数の相談会を開催し、好評を博しました。

前述のように、2019 年度も、消費税増税に関するセミナー、働き方改革 に関するセミナー、助成金活用に関するセミナー等を取引先向けに開催い たしました。

セミナーや相談会等は、当組合の取組姿勢や取組内容等を顧客向けに直接PRできる絶好の機会でありますので、今後も継続して開催してまいります。

ウ. ニッチ市場の開拓

当組合はメガバンク等が手掛けないニッチ市場が主力であり、メジャーマーケットでは捕捉できないニッチのニーズを常に模索し、そのニーズに的確

かつ、柔軟に対応していくことが必要と考えております。

このため、前計画においては、ニーズに合う新商品を継続的に検討するとともに、障害者就労支援事業者、歯科医師、開業前の医師等との取引拡大に努めてまいりました。

しかしながら、実施した施策は、必ずしも顧客ニーズに十分応えたものとは 言い難く、今後、業域取引を拡大していくためには、一層の努力が必要と考え ております。

そこで、2019年度は以下のような施策を講じてまいりました。

a. 業域法人の抱える共通の経営課題の抽出と分析

顧客ニーズに的確に応えていくには、まず、顧客の抱える経営課題を的確に捉えることが必要であることから、本計画においては、その抽出と分析を行うこととしております。

2019 年度は、昨今、大きな経営課題となっている人材確保に向けたソリューションを提供すべく、社会福祉法人との接触を密にし、経営課題やニーズの把握に努めました。

また、経営困難に陥った社会福祉法人に対し、外部機関や専門家と協働して、原因や課題を分析し、再建のための提案や融資などの支援を行いました。

b. 業域法人の経営課題に対するコンサルティングやアレンジ等のソリューションの提供

本計画においては、顧客の経営課題に対して、当組合の持つ商品、目利き力、情報力等を最大限に活用して、解決に資する提案を行うこととしております。

2019 年度は、経営困難に陥った特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対して、外部機関や専門家と協働して、原因や課題を分析・抽出し、再建のための提案を行いました。その結果、関係機関に受け容れられ、当組合は、事業再生に必要な資金の融資を実行しました。

今後も、業域法人を積極的に往訪し、経営課題やニーズの把握に努める とともに、ソリューションの提供に努めてまいります。

c. 事業性評価のための目利き力、コンサルティング能力の向上と発揮

顧客ニーズの的確な把握、ソリューション提供のためには、事業性評価のための目利き力、コンサルティング能力の向上が不可欠であります。

そのため、前計画においては、外部研修への参加や日々の営業活動を通 じた研鑽等により、組合全体の目利き力、コンサルティング能力の向上に 努めてまいりました。

2019 年度においても、業域分野におけるプロフェッショナルの養成の

一環として、介護職員初任者研修に女性職員を2名派遣したほか、介護福 祉経営士2級の資格取得に向けた内部勉強会を毎月開催しました。

d. 職域サポート契約先における取引深耕

2014 年 11 月に導入した「職域サポート契約制度」による契約先は、 2020 年 3 月末現在で 107 先となり、そのうち約 8 割が業域取引先となっ ております。前計画においては、これらの契約先の従業員及び事業主との 取引拡大に努めてまいりましたが、十分な展開はできませんでした。

そこで、2019 年度においては、契約先の職員との取引の深耕を図るべく、営業店毎に重点推進先を選定し、営業推進本部が臨店する際や、業域開拓推進委員会において、趣旨を徹底するなど、本部、営業店が協力して開拓にあたることとしました。

また、リーフレットのサイズや内容の変更を行い、より分かりやすいものにしました。このような努力の結果、リーフレットを給与明細に同封することや、契約先の会議において商品等の説明を行うなど、従来できなかった活動が可能となった先も現れました。

そして、2019 年度は、契約先職員向けに、21 件、27 百万円のローンを 実行いたしました(2018 年度は、6 件、5 百万円)。

今後も、契約先職員への効果的アプローチやセールスを行うための方 策を工夫検討してまいります。

エ. 経営改善支援業務による業域取引の拡大

信用組合にとって、中小企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価(事業性評価)し、それを踏まえた解決策を検討・提案して必要な支援等を行っていくことは重要な責務であります。特に、目利き力を発揮し、企業の事業性評価を重視した融資やコンサルティング機能を果たすことにより、企業の経営改善のための支援等の取組みを一層強化していくことが重要であると認識しております。

2019年度も次のような体制により施策を遂行し、業域取引の拡大を図りました。

a. 事業支援室による取り纏め

従来同様、事業支援室を主体とし、経営改善等支援先の経営課題の把握・分析、経営改善計画の策定支援等につき、外部専門家とも連携しながら推進しました。

b. 事業支援連絡協議会による特定先の支援

取引先の事業再生に対する取組みを強化するため、2014年9月に、事業

支援室・審査部・営業店合同による「事業支援連絡協議会」を設置し、以降本会議を軸に取引先の事業再生支援を推進する体制を確立いたしております。具体的には、本会議において支援先を選定の上、中小企業診断士の指導のもとに「経営改善計画書」を策定し、この計画に沿ってモニタリングを継続し、必要な支援を行うものです。

2019 年度においては、取引先 2 先について、中小企業診断士と、経営改善計画書策定のための協議を行い、1 先について、同計画を策定しました。 今後も、このような活動により再生の後押しを行ってまいります。

また、同協議会を通じて今までに培ったノウハウを活用し、新たな支援 先を発掘してまいります。

c. 医療コンサルティング機関の活用

本計画においては、以上のような業務の拡大のため、医療コンサルティング機関と提携し、医師の紹介を受ける等、その活用を図っていくこととしておりますが、2019年度は、他の活動に時間を要したため、特段の活動は実施できませんでした。

今後は、業域専担者が定期的に訪問活動を行い情報交換を行ってまいります。

【業域・地域別貸出残高運営目途】

	2019/9 期		2019/9期 20/3期目途		20/3 期実績	
	実績	シェア	目途	シェア	実績	シェア
業域	12, 817	35. 7	13, 200	36. 5	13, 089	36. 6
地域	23, 076	64. 3	23, 000	63. 5	22, 675	63. 4
うち不動産	17, 484	48.7	17, 000	47.0	17, 031	47. 6
合 計	35, 893	100.0	36, 200	100.0	35, 764	100.0

(単位:百万円、%)

② 営業推進体制の機能維持・強化

ア. お客様のニーズに的確に応えるための業務運営体制

「業務部」「推進室」「事業支援室」により構成される営業推進本部と営業店が連携し、お客様のニーズに応えていく体制は、前計画において定着いたしました。

2019 年度も営業推進本部は、当組合のマーケットを熟知し、かつ、お客様とのリレーションが深い常務理事が本部長として統括し、各営業店長との連携を緊密に図り、双方向の関係で、お客様のニーズに的確に応えました。

また、「推進室」につきましては、前計画と同様、その機能を「戦略本部」

的機能(戦略の策定、情報収集・発信等)に特化し、具体的な営業推進活動は、 基本的には営業店が行う体制としております。そして、組合全体としての統一 的な業域取引推進を図る観点から、推進室長は営業推進本部長が兼ねること とし、営業店に対する管理・指導は、「業域開拓推進委員会」(「推進室」と各 営業店長で構成)で対応しております。

このような体制の下、業域取引の基盤再構築と拡大を図るため、推進室が主体となり、単年度の業務運営方針を策定し、それに基づいて戦略融資商品の実行やその他の具体的施策を推進いたしました。

イ. 営業店特性を明確にした営業戦略の策定と要員配置

当組合は、1953 年の本店(現浅草支店)の開設以降、新宿支店(現本店)、 小平支店、青梅支店を開設し、現在4営業店体制で業務を行っております。

前計画においては、効果的・効率的な店舗運営を行うため、営業店毎の特性を分析し、その特性に合った営業戦略を策定の上、営業推進活動を行ってまいりました。

本計画においては、各営業店の置かれたマーケット、要員配置状況等を踏まえ、強み・弱みを明確化するとともに、取引拡大の可能性のあるマーケットの有無、預金・貸出業務のウエイト等の観点から、更に検証を行い、その内容を、営業推進本部及び営業店が共有し、より営業店特性に合った営業戦略を策定の上、営業推進にあたることといたしております。

2019 年度においては、このような観点から、営業店毎に運営方針を毎期初に策定し、戦略マーケットである、歯科医師、障害者施設、高齢者グループホーム等につきまして、それぞれの取引推進の中心となる営業店を決めた上で、取り組みました。

また、業域分野における営業推進本部と営業店との連携を強化するため、営業店毎に「業域推進責任者」を任命しました。そして、推進室における業域専担者と、営業店における業域推進責任者が、日々の活動の中で収集してきた情報を整理・共有して緊密に連携し、業域取引の拡大へ向けた戦略の策定と取組を一層強化いたしました。

ウ. 役員・本部・営業店一体となった営業推進体制の維持と更なる強化

前計画においては、理事長及び役員によるトップセールスの展開、「営業推進会議」(理事長以下役員、営業店長、本部関連部長で構成)及び営業推進本部の臨店による運営方針・計画の進捗状況・課題・対応策の共有化、営業店が開催する諸会議に理事長を初めとする営業推進本部スタッフが参加することによる営業職員末端までの方針の徹底・浸透、目標達成に向けた一体感の醸成

等を行い、役員・本部・営業店の一体運営の枠組みは定着しました。

2019 年度においては、以下の諸施策について、運営面の一層の充実を図ることにより、営業推進体制を盤石なものとし、更なる強化を図りました。

a. 実効性のあるトップセールスの継続実施

理事長及び営業推進本部長が各営業店と協議の上、トップセールスを 継続して実施しました。業域法人の抱える経営課題に対応し、解決に向け た提案を行い、取引実現に結びついた事例もあります。

b. 業務計画の進捗状況についての月次の管理サイクル継続と円滑・効率的 な運営

業務計画の進捗状況についての管理サイクル(営業推進会議ー営業店からの月3回の報告-業務部による臨店-営業推進本部会議での確認)を継続するとともに、運営の精度を一層高めました。

c. 営業推進のための各種会議の有機的連携と合理化・効率化の推進

前計画においては、営業推進本部及び営業店が参加する諸会議(営業推進会議、営業推進本部会議、営業店毎の営業推進会議、業域開拓推進委員会、事業支援連絡協議会等)を、定期的に開催し、営業推進方針の末端までの徹底、職員の目標達成意識等の向上を図ってまいりました。

このような会議は、本部方針の周知徹底や営業店の状況の的確な把握 等の観点から有用であり、2019 年度も継続して開催しました。

今後も、諸会議の有機的連携を一層強化し、効果的・効率的な運営を図ってまいります。

d. 業務部による営業店サポート体制の強化

前計画においては、営業推進本部(業務部)の営業推進支援・営業店指 導機能の強化を目指し、業務部において営業店の活動に資するデータ・情 報の提供等を行ってまいりました。

しかしながら、現時点ではまだ不十分な状況にあるものと考えております。

このため、本計画においては、前計画で手掛けた諸施策を更に展開する ことにより、業務部による営業店のサポート体制を強化していくことと しております。

2019 年度においては、重要な業域マーケットである歯科医師における 複数年にわたる教育ローンニーズに応えるため、「極度型教育ローン」の 商品化の検討を行いましたが、リスク等を考慮した結果、商品化は見送る ことといたしました。

また、信用リスク等を踏まえ、業域と地域(不動産を含む)のバランスの取れた貸出ポートフォリオを築く観点から、不動産業向け貸出ポートフ

ォリオの運営方針について、営業店の意見を徴するとともに、方針について、本部及び営業店で協議を行いました。

今後も、取引先管理のデータの整備と営業店へのタイムリーな情報提供及びその活用策についてのアドバイス、既に導入している渉外支援システム(タブレット端末)の顧客管理への活用、営業活動における成功事例及び不芳事例の共有化、取引先ニーズにマッチした新商品の開発等、営業店に対するサポート体制を強化してまいります。

e. 重点推進先選定による取引推進

2019 年度においても、前計画と同様、毎期初に、営業店と業務部が協議の上、重点推進先をリストアップし、深耕訪問の実施、提案型営業の実施等により既往先との取引を推進していく体制としました。重点推進先には、営業店長が率先して訪問するほか、理事長等の役員も同行訪問するなど、新規取引先の開拓や取引深耕に取り組みました。

このような活動の結果、重点推進先を中心に貸出実行を推進すること ができました。

f. 重層管理の一層の徹底

営業店は、年1回、審査部に重層管理先を報告し協議する運営としており、この運営体制は定着しております。

2019 年度においても引き続き、報告内容の一層の充実を図り、顧客管理の徹底を図りました。

g. 営業職員の行動管理強化

前計画において、営業職員の行動管理ツールとその運用ルールの見直しを行い、行動管理の徹底・強化を図ってまいりました。

また、2017年10月には、営業店事務の効率化・合理化推進を目的として、渉外支援システムを導入し、営業職員の行動管理に活用しております。 2019年度においては、引き続き既往の行動管理ツールによる管理の強化を図るとともに、渉外支援システムの一層の活用策について、検討を進めました。

h. 効果的なキャンペーンの実施

2019 年度も、顧客ニーズを捉えて各種のキャンペーンを実施しました。 6月~7月に実施した定期預金・定期積金サマーキャンペーンでは、定 期預金については、全営業店が目標額を達成することができました。

定期積金については、キャンペーン期間中は契約額が増加しましたが、 期首残高には及びませんでした。

7月~9月には、全国しんくみ保証(株)が実施したキャンペーンに協 賛し、職域サポート契約先職員向けに目的別ローン利用促進キャンペー ンを推進しました。ただ、職場内では個人取引に関する相談がしづらいという、同職員向けの営業推進上の難しさもあり、目標件数に対しては低調な結果となりました。

12 月~3 月に実施したウィンターキャンペーンでは、獲得金額の目標を達成しました。

今後も、季節性のキャンペーン、商品・顧客のターゲットを絞ったキャンペーン等、従来から実施しているキャンペーンの状況を見ながら、顧客ニーズを捉えたタイムリーなキャンペーンを、効果的に実施してまいります。

③ 持続可能な成長を支える収益基盤の強化

経営環境の厳しさが増す中、当組合が業域や地域における金融仲介機能を継続的に発揮していくためには、持続可能なビジネスモデルを構築して、経営を支える収益基盤を確立することが必要であります。

そのために、2019年度においては、次のような施策を講じました。

a. 適正な金利の設定

顧客のリスク、属性、コスト等を踏まえた適正な金利を設定するため、 内部で定めた基準金利を意識した適正な貸出金利率の設定に努めました。

2019 年度の貸出利回りは、他金融機関との金利競争という環境下、対前期比では、2.10%と 0.03 ポイント低下しましたが、通期計画値 2.08%は上回りました。

今後も更に、基準金利を意識した適正な貸出金利率の設定に努めてまいります。

また、適正な金利を提示するため、顧客の理解を得るべく、交渉力の向上 を図ってまいります。

b. 役務取引による収益の拡大

役務取引による収益は、リスクを伴わない確実な収益源として貴重なものと認識し、前計画においても、与信取引における手数料収入などの拡大を図ってまいりました。

2019 年度においては、大口貸出金の期限前償還に伴い、手数料を計上しました。

今後も、収益の柱の一つに育てるべく、更なる拡大を図ってまいります。

c. リスク管理を適切に行った貸出ポートフォリオの構築

不動産業向け貸出については、一定の収益確保には必要でありますが、同 貸出比率が高まる中、業種偏重リスクを相対的に多く抱えていることから、 2019 年度は、その増加を抑制するとともに、不動産業向け貸出ポートフォ リオ管理運営方針を策定し、リスク管理を適切に行った上で取り組むものといたしました。その一環として、市場環境や収益状況等を勘案し、毎期、一定の内部規制値を念頭に取り組み、月次でモニタリングを行い、必要に応じ随時、常勤理事会等において対応策を協議いたしました。

このような活動の結果、2020年3月末においては、内部規制値内に収まりました。

d. 収益目標に一層重点を置いた営業店評価体制の構築

貸出金増強による収益の拡大を図っていくためには、営業店における収益意識の向上は不可欠であります。

そのため、2019 年度においては、貸出金利息収入額を最重要項目と位置付け、具体的な方策も提示するなど、収益を重視した業績評価目標体制の整備に努めました。

しかしながら、評点ウェイトの見直しの余地があるなど、未だ取組は不十分と思われますので、今後も一層の整備を図ってまいります。

④ 個人向けローンの拡大

前計画においては、中小規模事業者向け融資は計画を達成できたものの、個人向けローンは低調な結果に終わりました。

個人向けローンは、取引基盤の維持・拡大、収益の確保の観点から重要であり、 2017年3月期から新たに営業店の業績目標に追加しております。

2019年度は、以下の諸施策により、貸出残高の回復・拡大を図りました。

ア.「職域サポート契約制度」に基づく個人向けローンの積極的推進

営業店毎にターゲット先を選定し、実権者との面談を実施いたしました。 その結果、リーフレットを給与明細書に同封することや、諸会議においての 手渡し・説明等、従来できなかった活動が可能になった先もあります。

2019年度の、契約先職員向けローンの実績は、前述のとおりです。

今後も、業域とのリレーションを梃子に、従業員向け融資の一層の推進に努めてまいります。

イ. 提携型個人ローンの積極的推進

提携型個人ローンについては、現在 3 社と提携し 8 商品を対象に個人向 けローンの推進を図っております。

2019 年度実績は、45 件、59 百万円となりました(2018 年度は、29 件、32 百万円)。

また 2019 年度は、全国しんくみ保証(株)と連携して、目的別ローン利用促進キャンペーンを 7月~9月に展開いたしました。本キャンペーンは、

職域サポート契約先職員向けに積極的に推進したものですが、職場内では個人取引に関する相談がしづらいという、同職員向けの営業推進上の難しさもあり、実績は5件、4百万円と、目標件数に対しては低調な結果となりました。

今後も引き続き、提携先との連携を深め、個人ローンの推進を図ってまいります。

ウ. 定期積金の推進を通じた個人ローン情報の収集

定期積金は、定例の集金訪問時に、年金振込・定期預金及び個人ローン・住 宅ローンのセールスや情報収集・情報提供の機会が得られる商品であること から、個人取引の基盤となる商品と位置付けており、従来から、積極的な拡大 に努めてきております。

2019 年度は、定期積金の口座純増目標を設定し、キャンペーンを実施するなど、口座数の拡大を図りました。その結果、目標件数には届きませんでしたが、前年度比で90 口座増加することができました。

今後も、顧客ニーズを踏まえるとともに、戦略商品として強化していく方針です。

エ. 効果的なキャンペーンの実施

従来から、顧客のニーズを捉えて、タイムリーかつ、効果的なキャンペーン による取引拡大に努めてきております。

2019 年度は、全国しんくみ保証(株)が実施した目的別ローン利用促進キャンペーンに協賛して、職域サポート契約先の職員向けにキャンペーンを実施しましたが、前述のとおり、低調な結果となりました。

他方、定期預金・定期積金のキャンペーンについては、夏季・冬季の2回実施し、いずれも獲得目標を達成しております。

オ. ホームページの活用による個人ローンの拡大

前計画においてホームページのリニューアルを行い、Web による個人ローン申し込みが可能となるなど、利便性の向上を図っております。

2019 年度においては、顧客等に配布するポケットティッシュのラベル上に、 当組合ホームページの QR コードを掲載する等、ホームページの利用を促進す るための方策を講じました。

また、親密な行政書士のホームページとのリンクを図った結果、アクセス件 数が大幅に増加しました。

カ. 住宅ローンの拡大

前計画において、住宅ローンを、ターゲット先や金利体系を明確に定めた商品に変更し、2017年3月から取扱いを開始しており、徐々に実績も上がってきております。

2019 年度においては、店舗特性を活かし、小平支店の重点推進項目として活動しました。そして、地元の不動産業者との連携を更に強化し、より多くの情報収集を行い、案件の成約に努めた結果、22 件、624 百万円の実績となりました(2018 年度は、16 件、523 百万円)。

今後も、特に地元不動産業者との連携をより強化すること等により、取組案件の増大を図ってまいります。

以上の結果、2019 年度の個人ローン全体の実績は、119 件、1,047 百万円となり、同年度の貸出実行目標額 1,132 百万円に対する進捗率は、92.4%となりました(2018 年度は、実績 101 件、937 百万円、目標額に対する進捗率は76.3%)。

⑤ 貸出ポートフォリオのモニタリング体制強化

前計画においては、不動産業者に対する貸出の増加、大口先のシェアアップ、 貸出金利の低下等、貸出戦略面においても信用リスク管理面においても、ポート フォリオ管理の重要性が高まったため、貸出ポートフォリオのデータ整備を行 いました。

また、貸出業務運営上の諸指標の目途を設定し(例:業域・地域別、法人・個人別、不動産事業者向けのシェア等)、常勤理事会等で検証する体制を構築しました。

本計画の策定にあたっては、持続可能なビジネスモデル構築のためのポートフォリオ管理のため、貸出ポートフォリオのデータの一層の整備を図り、当該データをもとに業域と地域のバランス等を考慮した貸出戦略を策定いたしました。 今後も、本計画の戦略の検証に必要なデータ等、一層の整備を図っていく予定です。

⑥ 余資運用力の強化

貸出競争の激化により、トップライン拡大のためには、余資運用による安定的な収益確保が重要な課題となっております。

しかしながら、マイナス金利の導入以降、運用環境は極めて厳しくなってきたため、前計画においては、劣後債や J-REIT 等運用対象の拡大を図る方針で臨みましたが、投資金額は少額にとどまり、収益面での寄与は不十分な結果となりま

した。

2019 年度も、厳しい運用環境が続きましたが、外部機関からの情報収集に努めるとともに、運用担当者の市場分析力・情報収集力及び運用商品に対する知識向上に努めました。

その結果、少額ではありますが、J-REIT への投資を拡大することができました。

今後も、リスク管理能力の強化を図りながら、地道に運用収益の確保・拡大に 努めてまいります。

また、運用対象の多様化に備え、将来に向けた適切なポートフォリオの構築を 検討してまいります。

(2) 人材育成の強化

従来から、営業力、業務遂行力、専門知識、リスク管理、マネジメント等の強化の観点から、人材育成は重要な課題であると認識し諸施策を展開してまいりました。

その結果、職員の知識・能力、意識向上は相当程度進捗いたしましたが、一人ひとりの業務遂行力は、未だ改善の余地があり、足元の営業力の強化はもとより、中 長期的な観点での人材育成が当組合にとって大きな課題となっております。

2019 年度においても、人材育成を重点施策として位置づけ、以下のように、計画的な人材育成ができる体制の整備に努めるとともに、職員一人ひとりの能力向上を図りました。

また、必要な人材の確保や育成に向け、新たな施策を展開しました。

① 計画的な能力開発

前計画において、人材育成強化の観点から、能力開発規程及び資格別・検定試験・通信教育ガイドライン運用要領を制定し、体系的な研修、新入職員の育成、各種資格の取得奨励等を実施しました。

2019 年度においては、業務拡大や環境の変化を踏まえ、外部研修への参加、通信教育の受講、新入職員の教育プログラムの見直し等を実施・検討いたしました。

具体的には、東京都信用組合協会(以下、都信協という。)主催の研修に、延 べ5名を派遣するとともに、実務検定試験は5名が合格しました。

また、通信教育受講者は、延べ7名となり、資格取得対応講座受講者は延べ19名となりました。

更に、全国信用組合中央協会の信用組合初級職員には3名が合格しました。 なお、入組5年以内の若手職員の業務スキル・実務能力の向上を目指し、配属 先毎の育成計画策定に着手しました。 今後も、関係規程の趣旨に沿った運営の充実を図り、金融業務基礎知識の習得 と業務への活用等により人材育成の強化を図ってまいります。

② 人事考課・業績評価制度の運用の充実による職員のモチベーション向上とマンパワーアップ

前計画において、人事考課・業績評価制度に基づき、業務目標策定時及び評価時における上司と本人の面談の充実、評価結果に対する評価者と人事担当との意見交換の徹底・強化等、この制度の運用の充実を図ることにより、職員のモチベーションの向上を図るとともに、人材の登用、個人の意欲や適性に応じた要員配置等を通じ、組合全体のマンパワーのアップを図ってまいりました。

2019 年度においても、業績評価に係るコミュニケーション、意見交換の充実・ 強化により、職員のモチベーションの一層の向上を図りました。

また、働き方改革の内容を踏まえて、給与体系の改正案の検証・確認に着手しました。

③ 事務能力・業務スキル向上に向けた諸施策の実施

当組合として、事務ミスや苦情を削減することは、顧客からの信頼、業務の効率化等の観点から重要な課題となっており、各職員の事務能力・業務スキルの一層の向上を図ることが必要と認識しております。

そこで、2019 年度は、新入職員に対して、組合独自でフォローアップ研修を 実施するとともに、研修計画に則り、都信協主催の研修に派遣しました。

また、主に、事務課職員や本部職員の兼職化を進めることにより、少数精鋭の組織体制と職員の能力向上に向けて取り組みました。

④ 人材の確保

当組合が持続可能な成長を果たしていくためには、業務拡大に必要な人材を 確保することが必要であります。

そのため、2019 年度は、採用活動の一環としての企業説明会を前年度より前倒しで実施するなど、人材確保に向けた取組を強化しました。

また、2020年度新卒採用に関しては、採用チャネルを拡大した結果、8名の採用に至りました。

また、安定的な雇用確保や優秀な人材の確保のための方策として、勤務地を限定する職員(地域限定職員)制度の導入について検討を行い、2020年4月から実施することといたしました。

今後も、必要な人員の確保のための方策を検討してまいります。

⑤ 外部人材の活用

前計画において、外部人材を招聘し、人員不足を補うとともに、同人材の知識・ ノウハウを活用することにより、当組合の業務推進力の強化を図ってまいりま した。

2019 年度も、営業店における集金専担嘱託職として、外部金融機関出身者を採用しました。

今後も業務拡大に向け、当組合が補強すべき分野・業務を分析の上、組織体制・ 人員構成を踏まえて外部人材の招聘を図ります。

⑥ 女性職員の登用・活用

従来より、女性職員の知識・能力やスキル等を十分考慮し、適材適所の観点から、女性職員の登用・活用を図ってまいりました。

当期は業域分野におけるプロフェッショナル養成のため、女性職員 2 名を介護職員初任者研修に派遣しました。

ただ、2019 年度は、女性職員が3名退職したため、業務面でのサポートが必要になり、女性職員の育成はできませんでした。

今後も、業務拡大に向け、一層の積極的な登用・活用策を検討してまいります。

⑦ 業域分野におけるプロフェッショナルの養成及び職員の能力向上

喫緊の課題である業域取引の基盤再構築と拡大のため、それを支える専門人 材の育成及び能力向上に向けて、2019年度は次のような施策を実施しました。

介護職員初任者研修に女性職員2名を派遣しました。

また、介護福祉経営士2級の資格取得に向け、推進室において、営業店職員7名を選定し、業域専担者が中心となり、2019年度は9月から毎月、内部勉強会を開催しました。

更に、東京都の主催する、「東京都障害者施設整備」説明会や「東京都障害者 グループホーム」説明会に担当部長が出席した他、国土交通省の主催する、「サ ービス付き高齢者向け住宅整備事業及びセーフティーネット住宅改修事業等」 に関する説明会や、東京都の主催する、「高齢者施設等に関する施設整備費補助 制度」説明会に、業域専担者が出席し、業域取引を拡大するために必要な専門知 識の取得や能力の向上に努めました。

今後も、日々の業務を通した業域専担者の指導等による職員の業務スキルの 向上及び育成の強化を図ります。

また、業域取引の拡大に向け、若手・中堅職員の目利き力・コンサルティング 能力の向上等に資する研修を拡充してまいります。

併せて、業域に関する外部セミナーへの参加によるノウハウの吸収を継続し

てまいります。

(3) 信用リスク管理体制の一層の強化

前計画において、信用リスク管理体制の整備・強化は概ね想定通り進捗しました。 2019年度においても引き続き審査体制の厳格化、取引先管理の強化等に係る諸 施策を推し進め、信用リスク管理の一層の強化を図りました。

① 信用リスク管理の高度化

ア. リスクを踏まえた貸出の管理の徹底

貸出にあたっては、リスク状況を十分考慮しながら、信用リスク管理の徹底 を図りました。

例えば、不動産プロジェクト融資案件について、貸出期限が迫っているものについて、営業店から返済予定等の状況の報告を受けました。現時点では大きな問題となる事例はないものの、引き続き、進捗状況の管理を徹底していくこととしました。

イ.貸出審査体制の厳格な運営

総与信額 100 百万円以上については、理事長以下の常勤役員で構成する「融資審議会」で審議・決裁する体制を継続しており、特に新規の大口先については、「融資審議会」を複数回実施して深度ある審議を行うなど、審査体制の厳格化を図っております。

また、審査面における理事会の牽制機能強化のため、全決裁案件(条件変更、 否決案件を含む)の一覧と融資審議会案件の否決を含めた決裁状況を理事会 に報告する体制を継続しております。

今後も、このような厳格な運営を維持継続してまいります。

ウ. 稟議書等関連資料の充実

従来から、月次の自己査定結果、破綻懸念先以下の債権の回収計画、貸出残高分布・未保全額の状況等の信用リスク管理に関する資料を整備し、経営強化計画進捗管理委員会及び理事会に管理状況を報告しております。

今後も、現行の管理体制を維持継続してまいります。

また、貸出稟議書添付資料の集約化等をはかり、営業店の事務負担の軽減が図れるよう、検討してまいります。

② 個社別クレジットラインの導入

当組合は、貸出ポートフォリオ上、大口先への集中リスク等が高まりつつあります。そのため、2019年度においては、現行クレジットラインの厳格な遵守や、

取引先の信用力に基づいて的確なリスク管理を行うための個社別クレジットラインの導入に向け、取組方針を検討いたしました。

その結果、現時点では個社別クレジットラインの導入を見送ることとし、当面は、個別案件毎に、現行クレジットラインの厳格な運用を通じて、信用リスク管理の周知徹底を図ることとしました。

③ 営業店の融資判断に係るスキル・能力の向上

前計画においては、審査部が、個別稟議案件を通じての指導や注意喚起文書等の発信を適時行うとともに、同部臨店による研修・指導等を定期的に実施することにより、営業店担当者全員の融資判断に係るスキル・能力の向上を図りました。2019年度においては、貸出案件審査時や貸出実行後の管理に問題があった事例が発覚したことから、営業店に注意喚起を行うなど、種々の通達等を発出して、営業店への周知徹底を図りました。

また、2016年度から開始した審査部臨店による融資実務研修会は、2019年度 も4営業店において、1回ずつ実施するとともに、個別案件を通じて、営業店の 融資判断に係るスキル・能力の一層の向上を図りました。

④ 不良債権の圧縮

前計画においては、不良債権処理は計画以上に進捗し、その結果、2019年3 月末において不良債権比率は9.48%に低下いたしました。

2019 年度においては、不良債権の売却はあったものの、新たな不良債権の発生もあり、2019年3月末に比して、不良債権比率は0.12ポイントの低下に止まりました。

今後も、不良債権の圧縮に努めるとともに、新たな不良債権発生の予防等、体制の一層の強化に向けた方策を検討してまいります。

(4) リスク管理体制の一層の強化

- ① 信用リスク
 - (3)に記載のとおり。

② 市場リスク

前計画においては、余資運用による収益の拡大を図る観点から、運用対象を、 国債だけでなく、劣後債や J-REIT へ拡大いたしました。このような価格変動商 品の増加に伴い、市場リスクが一層高まってきたため、リスク管理の高度化の観 点から、2019 年度より VaR(Value at Risk)による計測手法を導入いたしまし た。 2019 年度においては、VaR により計測した市場リスク量は、上半期、下半期共に、計画値内に収まりました。

なお、新型コロナウィルス感染拡大の影響で、保有している有価証券の時価が 低下したため、規程に則り適切にモニタリングしていく方針としております。

③ オペレーショナル・リスク

前計画においては、職員の基本的な動作の誤りに起因する事務ミスが多数発生しました。

そのため、2019 年度は、事務リスクの削減に向け、事務ミスの原因分析と的確な対応策の実施のため、過去4年間に発生した全ての事例の原因を分析し、再発防止策を纏めた事例集を発行し、役職員全員で共有化を図りました。

加えて、従来同様、営業店向けに、総務部事務システム課及び監査部による指導を行いました。

しかしながら、2019 年度の事務ミスの発生件数は、2018 年度を上回るものとなり、一層の対応強化を図る必要があるものと認識しております。

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクに対しては、当組合の 抱えるリスクの評価に基づいて、2019 年度マネロン等対策計画を策定し、同計 画に基づいた態勢整備を行いました。

更に、東京オリンピック・パラリンピックを控え、対応が急務となっている、 サイバーセキュリティ対策については、2019 年度取組計画を策定し、態勢整備 を図りました。

(5) 業務の効率化・事務の堅確化

経費の削減による経営の効率化は、相当の水準まで進捗しており、更なる削減 は厳しい状況にあるため、今後は、業務の見直し・効率化、生産性向上の観点か ら、経営の効率化を推進する必要があるものと認識しております。

① 戦略的・効率的な要員体制の構築

前計画において、要員数については、外部からの人材招聘の可能性も考慮に入れ、収益動向如何によっては、最大75名を視野に入れた運営を行いました。

結果としては、退職者も多かったことから、要員数は 66 名から 63 名に減少し ($\triangle 3$ 名、 $\triangle 4.5\%$)、人件費は 443 百万円から 432 百万円に減少いたしました ($\triangle 11$ 百万円、 $\triangle 2.5\%$)。

しかしながら、今後、収益基盤の確保・拡大を図り、収益力強化に繋げていく ためには、業務基盤の拡大や業務課題の解決が必要になります。これを踏まえ、 本計画では、モラル・モチベーションの維持向上の観点から、給与体系の改正に 向け取り組むこととしました。 また、要員数は、2022 年 3 月期において、2019 年 3 月期の要員プラス 7 名の70 名と計画しております。

従来、要員数の減少に対しては、業務の効率化、外部人材の招聘等で対応して まいりましたが、一方で業務推進力の維持・向上を図るために、2015 年度から 再開した新卒者の採用を毎年継続して実施しております。

2019 年度は、新卒採用のほか、外部金融機関出身者を嘱託職として採用し、 営業店に集金専担者として配属いたしました。

更に、他の信用組合から、事務担当職員の紹介斡旋を受け、採用に向け検討しております。

以上の結果、2020年3月末における要員数は、新卒採用や外部人材招聘があった一方、退職も発生したため、2019年3月末と同じく63名となりました。

また、2019 年度の人件費は、455 百万円と、2020 年 3 月期の通年計画 465 百万円に対する消化率は97.8%となりました。業務粗利益人件費率は54.5%と、計画を下回る水準となっております。

【要員・人件費計画】

(単位:人、百万円、%)

	2019/3 期 実績 (始期)	19/9 期 実績	20/3 期 計画	20/3 期 実績	21/3 期 計画	22/3 期 計画
常勤役職員数	63	68	68	63	70	70
人 件 費	432	230	465	456	470	475
業務粗利益 人件費率	54. 5	55.9	57. 0	54. 5	56. 6	56. 1

[※]常勤役職員数には、被出向者・期末退職者を含む(除く派遣社員・パート)

② 営業店事務の効率化・合理化・堅確化

前計画においては、規程類の趣旨に則った運営の徹底を図ることにより、事務処理の統一化・改善を進めるとともに、本部・営業店が一体となって事務処理の効率化・合理化を推進してまいりましたが、事務処理の効率化・合理化には更なる取組みの余地を残しました。

また、営業店においては、基本動作に係る事務ミスが多数発生し、事務ミスの 削減が課題となっております。

2019 年度においては、このような課題に対処すべく、現行の事務手続き等の検証を通じて、課題や問題点を抽出し、更なる業務の効率化と事務の堅確化に向けて、以下のような取組みを行いました。

ア. 事務の効率化・事務処理能力の向上

従来から、公金収納事務に関する効率化について検討してまいりましたが、 2019 年度は、羽村市水道料金の顧客口座からの振替事務、及び、青梅市学校 給食費の顧客口座からの振替事務に関して、両市と協議した結果、顧客に関す る情報を電子データにて受領し振替を行う方法に切り替えることになり、効 率化を図りました。

また、営業店で毎月大量に行っている、社会福祉施設内の入居者から施設への各種振込に関する事務の合理化・効率化に向けた方策を検討しました。

イ. 渉外支援システムの一層の活用

営業店職員の業務効率化を図る観点から、2017 年 10 月に、渉外支援システムを全営業店に導入いたしましたが、機能面や利便性の上での課題もあり、まだ十分活用されているとは言い難い状況です。

2019 年度は、同システムのデータ内容や出力帳票を見直すことによる利便性の向上や、同システムが保有しているデータの営業日誌、自動車運転日誌との共用を検討するとともに、印鑑照合機の導入に向けて、情報収集を行いましたが、システム対応が遅れており、実施には至っておりません。

ウ. 事務ミスの削減・事務の堅確化

2019 年度は、過去 4 年間に発生した事務ミスの内容とその原因に基づき、 再発防止策等を記載したオペレーション事故事例集を取り纏め、共有フォル ダーに掲載して、役職員が随時、閲覧・確認・活用できるようにいたしました。

また、自店検査項目にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクへの対応を追加するとともに、実効性ある自店検査の実施の検討など、監査部による取組みを強化しました。

更に、総務部事務システム課主催による、営業店職員を対象とした事務課長会議を4回開催し、営業店の事務処理に関する重要事項の徹底を図りました。 このように、2019年度は、営業店への指導・支援を一層強化しました。

③ 動産・不動産の適切な管理

当組合が保有する店舗、職員寮、設備等の動産・不動産については、これまで、 適切な保守管理等が行われず、経年劣化が想定以上に進んでいます。このことか ら、緊急度、優先度を付け、業務への影響、経費、予算等を考慮し、計画的にリ ニューアルや補修を行っていくことが必要であります。

なお 2019 年度は、防犯対策の強化のため、職員寮の防犯カメラの取替えを行いました。

④ 取扱業務の見直し

従来、外国為替取次業務を取り扱ってまいりましたが、直近 10 年間で実績がないこと等を考慮し、2019 年度において撤退することといたしました。

また、2019 年度は、定例的に開催している各種の本部会議について、一部内容等が重複している会議は運営方法等の見直しを行い、下期から、定例会議のうちの一つを廃止いたしました。

今後も、実効性や効率性等の観点から、業務遂行体制を含めて、取扱業務の見 直しを随時行ってまいります。

⑤ 物件費の抑制

物件費につきましては、前計画期間中に、211 百万円から 197 百万円に減少いたしました (\triangle 14 百万円、 \triangle 6.6%)。これは、予算管理体制の強化と職員の意識向上が功を奏したものと認識しております。

2019 年度においては、システム関連費用や弁護士費用などの増加はありましたが、本部・営業店一体となったコントロールに努めた結果、物件費は、194百万円と、2020年3月期の通年計画202百万円に対する消化率は96.0%となりました。

今後につきましても、経費予算管理体制を一層強化し、引き続き地道な抑制努力を継続してまいります。

【物件費計画】 (単位:百万円)

			2019/3 期 実績 (始期)	19/9 期 実績	20/3 期 計画	20/3 期 実績	21/3 期 計画	22/3 期 計画
物	件	費(a)	197	105	202	194	202	202
うち	機械化	関連(b)	70	39	73	73	76	79
除く機械化関連 (a)-(b)		127	66	129	121	126	123	

(6) 経営強化計画の確実な履行体制の構築

① 統括管理部署

前計画同様、企画部を統括管理部署とし、本計画における各種施策の進捗状況の統括及び計画の成否に係る主な施策の企画・立案を行っております。

また、毎月開催する「経営強化計画進捗管理委員会」において、各所管部署における本計画の各種施策の取組状況等に対する検証を行い、改善策を検討・策定

しております。

② PDCAサイクルによる管理

各種施策の実施状況管理につきましては、PDCAサイクル方式による進捗 状況管理表を用いて行い、実効性ある管理を行っております。

P(Plan) 企画部等による各施策の企画・立案

D(Do) 本部各部並びに営業店による施策の実行

C (Check) 経営強化計画進捗管理委員会による計画の進捗管理及び各施策 の検証

A(Act) 企画部等による改善策の検討並びに策定

Ⅳ. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項の進捗状況

- 1. 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策
 - (1) 経営管理(ガバナンス) 態勢の強化
 - ① 経営監視・牽制の適正化

当組合は、経営管理(ガバナンス)態勢の確立を、経営の重要課題として位置付け、定例理事会及び定例監事会を隔月に開催するほか、常勤理事会を毎月開催し、経営監視・牽制が適正に機能する体制としております。

常勤理事は、それぞれの担当業務の内容やリスクを十分理解するとともに、非常勤理事も経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの役割意識を高めるなど、理事一人ひとりが自らの役割・責任を果たすことで牽制機能を高めてまいります。

また、総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の意見・要望等を経営に反映させる重要な役割を担っており、より一層充実した運営を目指してまいります。

② 監査体制の強化

前計画において、業務に内在する各種リスクの縮小化を図るための監査体制の 整備を図ってまいりました。

監査部においては、毎年度、内部監査計画を策定し、監査方針や監査項目を定めた上で監査を行うとともに、監査指摘事項等に対するフォローアップ監査を行うなど、監査の充実を図ってきております。

2019 年度においても、従来の体制を維持するとともに、全営業店に予告監査を実施し検証能力の向上を図るなど、監査の実効性の更なる向上へ向けた施策を実施しました。

また、従来同様、常勤監事は組合内の重要な会議に出席するとともに、監査部の 臨店監査に同行する体制を継続し、監査の充実を図りました。

非常勤監事は、常勤監事から監査状況について随時報告を受けるとともに、必要 に応じ臨店監査に同行する等、監査の客観性の向上を図りました。

③ 経営の客観性・透明性の向上

本計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針について客観的な立場で評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、信用組合業界の系統中央金融機関である全国信用協同組合連合会(以下、「全信組連」という。)の経営指導を定期的に受けております。

2019年度は、本計画の策定にあたり、全信組連との協議を随時行いました。 更に、経営状況に関する定例的な報告を行いました。

また、年1回、全国信用組合監査機構監査を受査しておりますが、今年度は10 月に受査いたしました。

④ 経営陣のリーダーシップの確保

ア. 経営方針の周知

経営方針については、半期毎の部店長会議において当該期の経営方針・業務運営方針を伝達し、毎月開催される経営強化計画進捗管理委員会、常勤理事会、営業推進会議等で検証し、必要に応じ部店宛て伝達する体制を継続しております。 2019 年度は、以上に加えて、本計画の基本方針や重点施策等について、理事長が各部店を臨店の上、全職員に対し説明を行い、経営方針の周知・徹底を図りました。

イ. 職員意見の吸い上げ

上記の諸会議において、当組合の経営課題等について協議することにより、常 勤役員が職員の意見を認識することが可能な体制を継続しております。

また、理事長をはじめ役員が臨店する場合に、職員と直接懇談する時間を設け、 その中で、当組合の経営方針等を直接伝えるとともに、営業店の現場の意見を吸い上げることにより、経営管理態勢の強化と職場の活性化に取り組んでおります。

2. リスク管理の体制の強化のための方策

(1) 統合的リスク管理態勢

従来から企画部が統合的リスク管理の統括管理部署として、業務全般に内在する各種リスクについてリスク枠を設定の上、自己資本に対する使用状況のモニタリングを行い、毎月の常勤理事会において、モニタリング結果を報告し、リスク管理の問題点等を確認する体制としております。

また、不動産業に対する貸出が増加してきたことを考慮し、信用リスクへの対応 強化の観点から、同業種に対する貸出ポートフォリオの運営方針を毎期定め、同業 種に対する貸出比率や信用リスク量等を毎月モニタリングするなど、業務環境に 応じた対応により管理を強化してきております。

2019 年度も、このような体制を継続するとともに、「統合的リスク管理委員会」において各種リスクの計測方法の検証と見直しを行い、経営陣がリスク量について適切に評価・判断できる体制を更に強化しました。

また、ALM運営についても、本委員会が常勤理事会を補佐し、必要な対応を協議する体制を継続しております。

(2) 信用リスク管理態勢

前述のとおり、信用リスク管理の強化に関する諸施策を確実に履行し、一層の信用リスク管理態勢の強化に努めてまいります。

(3) 市場リスク管理態勢

市場リスク管理については、毎期初に資金運用方針・資金運用計画を策定し、これに基づき具体的な運用を行い、市場リスクを検証する体制としております。

具体的には、統合的リスク管理の一環として、半期毎に市場リスク量の上限値を 設定し、企画部において月次の状況をモニタリングするとともに、毎月保有有価証 券のストレステストを実施し、常勤理事会に報告する体制としております。

前計画においては、厳しい資金運用環境の下で、余資運用収益の拡大を図るべく、 劣後債や J-REIT への運用を行いました。

その結果、市場リスクは従前より高まってきたと思われることから、リスク管理の一層の高度化のため、2019年度は、VaRによるリスク計測手法の導入を行いました。

また、新型コロナウィルス感染拡大の影響で、保有有価証券の時価の低下が見られますが、日次で時価をモニタリングする体制としており、適切に管理を行っております。

マイナス金利政策の下、資金運用環境は、極めて厳しい状況が続いていますが、 今後もリスク管理を適切に行うことにより、運用収益の安定化・極大化に努めてま いります。

(4) 流動性リスク管理態勢

当組合では、流動性リスクを適切に管理するため「流動性リスク管理方針」「流動性リスク管理規程」及び「流動性危機対応要領」等、規程類を整備し、「平常時・懸念時・緊急時」の資金繰り逼迫度区分により、資金繰りを管理しております。

日常的な流動性リスク管理については、日々の資金繰り状況を理事長まで報告するとともに、月次の状況を常勤理事会に報告しております。

今後につきましても、規程に則った迅速な対応態勢で万全を期すとともに、流動性の確保に留意した資金運用を行ってまいります。

(5) オペレーショナル・リスク管理態勢

当組合では、オペレーショナル・リスク管理態勢強化のため、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づいて、オペレーショナル・リスクを構成する個別のリスク毎に、管理態勢の強化を図るとともに、オペレーション事故発生に際しては報告制度を導入しております。

発生したオペレーション事故については、発生部店から本部が迅速に報告を受け、具体的な対応策を協議し、毎月その内容を常勤理事会に報告する体制としております。

前計画においては、職員の基本的な動作の誤りに起因する事務ミスが多数発生しました。そのため、2019 年度は、事務リスクの削減に向け、事務ミスの原因分析と的確な対応策の実施のため、過去4年間に発生した全ての事例の原因を分析し、再発防止策を纏めた事例集を発行し、役職員全員で共有化と活用を図りました。また、事務ミスの内容・対応策については、営業店及び本部において原因を分析し、必要に応じ総務部事務システム課から内部通達を発信して周知徹底を図るとともに、臨店指導及び事務課長会議等により類似案件の再発防止と注意喚起を行っております。当期は、FAXの誤送信や書類の誤手交による顧客情報の漏えいが発生したことから、その原因を分析し、再発防止策の徹底を図りました。

また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクに対しては、金融庁ガイドライン及び、当組合のリスク評価に基づいて、2019年度マネロン等対策計画を 策定し、同計画に則った態勢整備を図りました。

更に、東京オリンピック・パラリンピックを控え、対応が急務となっているサイバーセキュリティ対策については、当期に 2019 年度取組計画を策定し、政府主催の演習への参加や、脆弱性診断を受診するなど、態勢整備を図っております。

3. 法令遵守の体制の強化のための方策

況を確認しております。

(1) 法令等遵守熊勢

法令等遵守態勢の整備については、当組合にとって重要な課題と認識し、お客様・組合員の皆様からの信頼・信用を確保するため、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の醸成・徹底に取り組んでおります。

具体的な運営面では、半期毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき活動を行っており、各部店に配置しているコンプライアンス責任者が毎月開催するコンプライアンス責任者会議で各部店における遵守状況を報告しております。

また、四半期毎に 1 回、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、組合全体のコンプライアンスへの取組状況、違反事案、苦情事例などを審議・確認しており、委員会の内容、決定事項等を理事会に報告する体制としております。 更に、コンプライアンスに対する認識を高めるために、原則毎月、各部店においてコンプライアンス勉強会を開催し、コンプライアンス責任者会議で、その開催状

2019 年度においても、半期毎に「コンプライアンス・プログラム」を理事会で決議し、同プログラムに則った運営を行いました。

また、コンプライアンス責任者会議において、他の金融機関で発生したコンプライアンス違反事例を参考に、コンプライアンスマインドの一層の向上を図るなど、内容の充実に努めました。

更に、2020年4月からの民法(債権法)改正施行に備えて、関係する契約書類 の改定や新規作成を関係部が協働で行い、営業店に周知徹底を図りました。

このような活動の結果、2019 年度は、コンプライアンス上問題となる事態は発生しませんでした。

今後につきましても、現状の運営態勢を基本に推進し、必要に応じ見直しを行う 等、一層の態勢強化に努めてまいります。

(2) 反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

反社会的勢力への対応につきましては、従来より、反社会的勢力認定・管理マニュアル等の規程類を整備するとともに、信組情報サービス(株)の提供する「顧客確認システム」を導入し、全銀協反社情報データと当組合の取引先の全件突合を実施するなど、チェック体制を整備しております。

2019 年度は、このような体制の的確な運用を行う他、警視庁主催の特殊詐欺対策官民会議、及び、暴力団追放運動推進都民センター主催の暴力団排除セミナーに、担当部長が出席し、最新の情報や知識の習得に努めました。

また、全信組連主催のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制 整備に関する説明会に、担当役員及び担当部長が出席しました。

マネー・ローンダリング等に関しては、2018年度より、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に則り、同対策を経営戦略における重要課題と位置付け、当組合の抱えるリスクを分析し特定・評価した上で、規程類の制改定や組織体制の構築に努めてきております。

2019 年度は、当組合の抱えるリスクを評価した上で、マネロン等対策に係る年度計画を策定し、管理態勢の一層の高度化を図りました。

更に、疑わしい取引のチェックの精度を一層高めるため、信組情報サービス(株)の提供する、「疑わしき取引の検知システム」を2019年4月から導入しました。

今後も、このような態勢により運用面の充実を図り、反社会的勢力との取引根絶や、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に向け取組みを強化していきたいと考えております。

(3) 顧客保護等管理熊勢の構築

従来より、お客様の保護及び利便性の向上を図り、業務の健全性及び適切性の確立を目的として、顧客保護等に関する方針・規程類の見直しを行い態勢の整備に努めてきております。

2018 年度には、お客様本位の業務運営に関する取組方針を制定し公表いたしました。

お客様からの相談・苦情等については、業務部内への「お客様相談」用専用フリーダイヤルの設置、店頭ロビーへの「ご意見箱」及び、ホームページ上への「苦情・ご意見」書き込み欄の設置等により、お客様の声に対して適切に対応してきております。

また、営業店における苦情の受付状況を定例的に、常勤理事会及び理事会に報告し、苦情の内容と対応状況を共有化することにより、顧客保護等の管理を強化しております。

2019年度は、2018年度と同じ苦情発生件数となりました。発生した苦情につきましては、内容を十分分析した上で、お客様への対応を適切に行いました。

なお、経営に重大な影響のあるものはありませんでした。

今後とも、顧客サポート等の適切性及び充分性を確保し実効性のあるものとすべく取り組んでまいります。

4. 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

(1) 全信組連による経営指導、全国信用組合監査機構の監査受査

経営に対する評価の客観性を確保するため、全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、年に1回の全国信用組合監査機構監査を受査しております。

これにより、当組合の経営戦略や基本方針について客観的な立場で評価・助言を 受け、経営の客観性・透明性を高めてまいります。

(2) 経営諮問会議の適切な運営

経営の客観性・透明性を確保するため、外部有識者で構成される「経営諮問会議」 を 2014 年 10 月に設置し、半期に 1 回、定期的に開催しております。

当会議は、経営全般について助言・提言をいただき、これを経営に反映させることにより、経営の客観性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを強化することを目的としております。

2019 年度におきましても、7月及び2月に同会議を開催し、委員からは、人材確保の方策、女性職員の登用、中小企業の事業承継への対応、当組合の認知度向上策、社会福祉法人のニーズ、反社会的勢力への対応、業域取引の拡大方策等について、貴重な意見・助言をいただきました。

今後も客観的な立場で評価・助言をいただき、経営に適切に反映してまいります。 なお、議事概要は、従来通り、毎回、当組合ホームページ上で公表しております。

5. 情報開示の充実のための方策

当組合は、情報開示に関する基本方針として、「ディスクロージャー・ポリシー(情報開示に関する基本的な考え方)」を制定・公表し、適時適切かつ、透明性の高い情報開示に努めております。

これに基づくディスクロージャー誌につきましては、引き続き、決算期毎に法令で定められた開示内容以外に、経営理念、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況、地域貢献に関する情報、総代の構成等、当組合を理解していただくための経営情報を分かりやすく伝えられるように工夫し、店頭に備え置く他、当組合のホームページ上で、広く公開しております。

また、2018 年度から、総代や総代会に関する開示内容の充実をはかるとともに、グラフの掲載等、当組合の活動状況や経営実態等を、より分かりやすくお知らせする観点から、誌面の刷新を行っております。

今後も当組合への理解を深めていただき、経営の透明性を確保することを目的として、迅速かつ充実した経営情報の開示を行ってまいります。

- V. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている業域 及び地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況
 - 1. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている業 域及び地域における経済の活性化に資するための方針
 - (1) 中小企業事業者向けの信用供与円滑化計画の進捗状況

2020年3月期における中小規模事業者向けの貸出残高及び総資産に占める比率は次表のとおりとなりました。

中小規模事業者に対する貸出業務については、当組合の最重要課題として取り組んでおり、業域及び地域の中小規模事業者に対して、その活性化・発展のために円滑な信用供与に努めてまいりました。

その結果、2020年3月末の残高は28,796百万円、総資産に対する比率は47.14% となり、残高・比率とも計画及び始期の水準を上回ることができました。

今後とも本課題の重要性に鑑み、これらの体制面を一層強化し、中小規模事業者 の資金需要に迅速に対応し、信用供与の維持拡大を図っていきたいと考えておりま す。

なお、新型コロナウィルス感染拡大に対応して、政府から発出された、事業者の資金繰り面での万全の対策の要請を踏まえ、当組合としても、信用リスクに留意しつつ、 事業者支援に向けた対応を適切に行っていくこととしております。

(単位:百万円、%)

【中小規模事業者向け貸出実績】

1 1 3 790 100 37 70 101	10 英国沙漠』	(1 座: 日/313(/0/				
	2019/3 期	20/3 期				
	(始期)		実 績	対計画比	対始期比	
中小規模事業者 向け貸出残高	28, 305	28, 658	28, 796	138	491	
総資産	61, 487	62, 200	61, 080	△1, 120	△407	
中小規模事業者 向け貸出比率	46. 03	46. 07	47. 14	1.07	1. 11	

- (注)・中小規模事業者向け貸出比率 = 中小規模事業者向け貸出残高 ÷ 総資産
 - ・中小規模事業者向け貸出とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則別表第1号に おける「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出 を除いたもの

政府出資主要法人向け貸出及び特殊法人向け貸出、土地開発公社向け貸出及び地方住宅 供給公社向け貸出等、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに 係るSPC向け貸出、その他金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

(2) 経営改善支援等取組計画の進捗状況

2020年3月期における経営改善支援等取組みの実績は次表のとおりとなりました。

経営改善支援等の取組みについては、「事業支援室」を中心とする推進体制により、2020年3月期も、取組先数及び取組率ともに計画を達成することができました。

内訳としては、「担保・保証に過度に依存しない融資推進先」が中心ではありますが、創業・新事業開拓支援先は計画を上回り、経営相談先についてもほぼ計画どおりの実績を計上し、早期事業再生支援先は計画どおりの実績となりました。一方、事業承継支援先については、実績はありませんでした。

今後とも、取引先の経営改善・事業再生への支援体制の一層の整備を行い、 更なるコンサルティング機能の発揮に努め、その責務を果たしていきたいと 考えております。

【経営改善支援等取組実績】

(単位:先、%)

		2019/3 期	20/3 期			
		(始期)	計画	実 績	対計画比	対始期比
経営改善支援等取組先数		85	88	100	12	15
	創業・新事業開拓支援先	8	7	9	2	1
	経営相談先	12	14	13	△1	1
	早期事業再生支援先	0	1	1	0	1
	事業承継支援先	0	1	0	△1	0
	担保・保証に過度に依存しない融資推進先	65	65	77	12	12
期初債務者数		538	545	545	0	7
支援取組率		15. 79	16. 14	18. 34	2. 20	2. 55

- (注)・期初債務者数とは、「日本標準産業分類」の大分類に準じた業種別区分に基づく「地方公共 団体」「雇用・能力開発機構等」「個人(住宅・消費・納税資金等)」を総債務者数から除いた 数といたします。
 - ・「経営改善支援等取組先」は以下の取組先といたします。
 - (1) 創業·新事業開拓支援先

創業・新規事業の開設資金を支援した先。創業・新事業開拓関連融資制度(当組合の 提携先・市町村・保証協会等)を利用した先

(2) 経営相談先

経営改善指導に係る助言等を継続的に行っている先

(3) 早期事業再生支援先

「事業支援連絡協議会」等を通じ、抜本的な条件変更対応等により経営改善支援を行った先

(4) 事業承継支援先

事業承継に係る相談に対し助言等を行った先

(5) 担保・保証に過度に依存しない融資推進先

「診療報酬・介護給付費等の債権譲渡担保融資」を実施した先。無担保融資商品を取扱った先。その他制度融資を含む無担保融資を実施した先。提携型保証付融資を実施した先。

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

- (1) 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制整備のための方策
 - ① 円滑な信用供与体制に向けた体制の整備

前述のとおり、業域取引の基盤再構築と拡大、お客様のニーズに的確に応える ための業務運営体制、役員・本部・営業店一体となった営業推進体制の更なる強 化等により、信用供与の円滑化に向けた体制の強化を図っております。

② 経営改善支援等の取組みに向けた体制の整備

当組合は、経営改善支援等の取組みのための専門組織として、「事業支援室」を設置し、「経営革新等支援機関」の認定を取得しております。そして、事業支援室が主体となり、営業店及び関係部が出席する「事業支援連絡協議会」を開催し、支援先の経営課題の把握・分析、経営改善の取組みにかかる企画立案、経営改善計画の策定支援などについて、中小企業診断士の協力を得て取り組んできております。

2019 年度においても、中小企業診断士等外部の専門家の協力を得ながら、支援先の経営改善計画書を策定するなど、推進を図りました。

また、前計画においては、お客様に対するノウハウ提供や、組合職員の経営支援に対する意識及び知識の向上の観点から、外部専門家との協働で、セミナーや相談会を開催し好評を博しました。

2019 年度は、前述のとおり、取引先向けに、国税庁及び東京都よろず支援拠点との協働により、消費税軽減税率に関する説明会や、消費税対策に使える補助金制度に関する説明会を、全営業店において開催いたしました。

また、働き方改革や、助成金活用に関するセミナーも開催いたしております。 更に、小平支店では、2018年度から、若手経営者、小規模事業者、創業者等 を対象に、外部講師を招いたセミナーを開催しておりますが、2019年度は、日 本そば店を経営している経営者による、事業承継・事業展開事例等の経験談を 講演していただくなど、好評を博しました。

今後も顧客のニーズを十分に踏まえた上で、継続して実施してまいります。

- (2) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
 - ①「債権譲渡担保融資」の促進

当組合は、従来から、医療機関や特別養護老人ホーム、介護サービス事業者等を対象として、診療報酬、調剤報酬、介護給付費等を担保とする組合独自商品である「債権譲渡担保融資」による融資を実施し、当該取引先の資金需要に対応してきております。

2019 年度における取扱実績は、9 件、249 百万円となりました(2018 年度は、8 件、71 百万円)。

今後も業域マーケットに対して提供できる有効な商品として、引き続きこの 商品の推進に積極的に取り組んでまいります。

② 保証付き融資の促進

中小規模事業者の多くは、財務体質が脆弱であるほか、十分な担保も有しておりませんので、他機関との提携による保証付融資が事業者にとって有効な資金調達手段となっております。

当組合では従来から信用保証協会の保証付融資制度を積極的に活用してきております。また、ノンバンクとの提携による保証付融資についても、積極的に取り組んでおります。

2019 年度の実績は、信用保証協会の保証付融資 27 件、157 百万円、ノンバンク保証付き融資 6 件、41 百万円の合計 33 件、198 百万円となりました(2018 年度は 15 件、60 百万円)。

今後とも同協会との定期的な情報交換や協議、勉強会の開催による信用保証制度並びに信用保証制度を活用した各種制度融資の趣旨等の適切な理解の下、信用保証付融資の促進に取り組んでまいります。また、ノンバンクとの提携による保証付融資についても、積極的に取り組んでまいります。

③ 小口無担保ローンの開発・推進

信用組合にとって、事業性評価に基づく融資の取組み強化は重要な課題となっております。

当組合では、特に業域信用組合として培ってきたノウハウを基に目利き力の 向上に努め、東京環境保全協会会員向け融資や障害者就労支援事業所向け融資、 歯科医師会会員向け無担保ローン (メンバーズローン)、薬剤師会会員向け無担 保ローンなど、業域取引先に対する無担保ローンの取組みに注力しております。 2019 年度は、109 件、1,364 百万円の融資を実行しました(2018 年度は100 件、 1,935 百万円)。

今後も新商品の開発検討も含め、事業性評価に基づく無担保ローンの取組み を強化してまいります。

④ 経営者保証ガイドラインを踏まえた融資の促進

中小企業の経営者による個人保証については、積極的な事業展開や早期事業 再生を阻害する要因となっていることから「経営者保証に関するガイドライン」 による運用が明示されておりますが、当組合においても「経営者保証に関するガ イドライン対応マニュアル」を策定し、各営業店に対する説明会の実施等により、 周知徹底を図っております。

2019年度は、115件の事業性資金において、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえ、無保証で融資の対応をいたしました(2018年度は98件)。

引き続き、同マニュアルの趣旨を踏まえた上で、中小規模事業者への新規融資 に対する適用、回収局面における保証解除等に対して真摯に取り組んでまいり ます。

(3) 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

① 中小規模事業者等向け商品の販売促進及び新商品の開発

当組合では、お取引先の資金繰りをサポートし、中小規模事業者等の事業発展に向けて長期的に安定した資金調達が可能となる商品を提供してまいりました。 2019 年度は、医師や歯科医師の子息が、大学等に入学するにあたって必要となる、入学金・授業料等の学費の支払いに利用できる「極度型教育ローン」の商品化に向け検討を行いましたが、リスク等を考慮した結果、商品化は見送ることといたしました。

今後も、業域及び地域の中小規模事業者の資金需要にマッチした新商品の開発を検討してまいります。

② 経営改善支援等の取組み強化

ア. コンサルティング機能の向上

中小規模事業者に対するコンサルティング機能発揮のためには、職員の能力向上が必要不可欠であり、前計画において、外部専門家を講師とする研修の実施、外部団体が開催する研修会等への参加等により、組合全体のコンサルティング能力の向上に努めてまいりました。

この結果、職員の本業務に対する意識向上が図られたとともに、職員のコン

サルティング能力も徐々にではありますが、向上してきているものと認識しております。

2019 年度は、東京都主催の「東京都障害者施設整備」説明会、「東京都障害者グループホーム」説明会、及び、東京都信用組合協会主催の「地域金融機関による事業承継促進事業」説明会に、担当部長等が出席いたしました。

また、戦略マーケットである障害者グループホームに関し、外部専門家を講師とする内部研修会を開催いたしました。

今後も、引き続き研修の実施、研修会等への参加、実例を通しての学習等に よりコンサルティング能力の向上に努めてまいります。

イ. 中小企業再生支援協議会等外部団体及び外部専門家の活用

限られた要員の中では、外部専門家等との連携が必要不可欠であり、前計画 において、連携体制作りに注力してまいりました。

この結果、中小企業診断士、中小企業基盤整備機構等の外部専門家、創業アドバイザー、当組合の取引先の専門家等との基本的な連携体制を構築することができました。

しかしながら、業域取引の基盤再構築と取引拡大のためには、更なる連携体制の構築が必要と思われます。

2019 年度も、取引先の経営改善等支援へ向け、中小企業診断士と協働で計画を策定するなど、連携体制を強化しました。

今後も引き続き、この連携体制の強化を図るとともに、必要に応じ税理士、 会計士、中小企業診断士等連携先の拡大にも努めてまいります。

3. その他主として業務を行っている業域及び地域における経済の活性化に資する方策

業域及び地域における経済の活性化に資することは、当組合に求められている重要な使命であると認識し、経営改善に向けての相談業務、創業・新事業開拓支援、中小企業の再生支援、事業承継に関する支援を内容とする経営改善支援等の業務に取り組んでまいりました。

この結果、前計画の3ヶ年間において、上記取組みの先数は計画累計63先に対し、109先の実績となり、体制整備と取組強化の成果が出てきたものと認識しております。 経営改善支援等の業務の重要性を考慮し、2019年度においても以下の方策に積極的に取り組みました。

(1) 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能強化のための方策

当組合の定款三業種は社会的ニーズの増大により、マーケットにおける新規創業、異業種からの新規参入等が増加してきており、この傾向は、今後更に強くなることが予想されます。

このような状況から、業域及び地域における創業支援と新事業開拓の重要性は ますます高まってくるものと考えられますので、前計画において取り組んできた 施策について、更に踏み込んだ対応を行っていきたいと考えております。

2019 年度においては、東京都の「女性・若者・シニア創業サポート融資」を 9 件、 60 百万円実行いたしました (2018 年度は 11 件、97 百万円)。

また、「医師向け開業ローン」を 2 件、75 百万円実行いたしました(2018 年度は 0 件)。

今後も、外部機関が実施する創業・新事業開拓セミナー情報等の紹介、創業支援 等に係る各種制度融資・保証の利用促進、制度融資・保証を補填するプロパー融資 の活用、創業予定者及び新事業開拓に取り組む事業者に対する相談業務等、様々な 支援策を実施してまいります。

(2) 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能強化のための方策

中小規模事業者が抱える経営の問題はこれまで以上に深刻であり、改善に向けての支援ニーズは確実に高まっているものと認識しております。

従来、取引先からの相談については、東京都よろず支援拠点の出張相談会を開催するなど、必要に応じて外部機関や外部専門家の指導を仰ぎつつ、営業店と本部が一体となって解決に資するサポートに取り組んできました。

2019 年度は、前述のとおり、取引先向けに、国税庁及び東京都よろず支援拠点との協働により、消費税軽減税率に関する説明会や、消費税対策に使える補助金制度に関する説明会を、全営業店において開催いたしました。

また、働き方改革や、助成金活用に関するセミナーも開催いたしております。 今後も、特に業域の取引先からの相談については、当組合のネットワークやノウハウを結集して解決のための方策を提案できるよう努めてまいります。

また、通常の営業活動において、常にビジネスマッチングの可能性について念頭に置きながら取引先の紹介に努めたいと考えております。

(3) 早期の事業再生に資する方策

取引先の事業再生に対する取組みを強化するため、事業支援室・審査部・営業店 合同による「事業支援連絡協議会」を設置し、本会議を軸に取引先の事業再生支援 を推進する体制を構築しております。

具体的には、本会議において、医療法人や社会福祉法人などの支援先を選定の上、中小企業診断士の指導のもとに「経営改善計画書」を策定し、この計画に沿ってモニタリングを継続して、再生の後押しを行うもので、前計画下においては、このプロセスによる事業再生支援を5先に対して行うことができました。

2019 年度においても、この体制を継続し、支援先の経営改善計画書の策定に努めるなど、事業再生支援の取組みを一層強化いたしました。

この他、前述のとおり、経営困難に陥った特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に対して、事業再生に係る提案を行うとともに、必要な資金の融資を実行いたしました。

(4) 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

中小規模事業者においては、経営者の高齢化及び後継者不在問題による廃業の 増加が懸念されており、事業承継は大きな社会的課題となっております。

ただ、中小規模事業者の後継者不在による廃業が増加している反面、事業承継に 具体的に取り組んでいる企業の割合は依然低い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、前計画においては、外部研修会への参加により、職員の 意識・知識の向上を図りましたが、支援実績は3先に留まりました。

2019 年度においては、他の活動に時間を要したため、支援実績はありませんでしたが、東京都信用組合協会主催の「地域金融機関による事業承継促進事業」説明会や、中小企業基盤整備機構主催の「事業承継支援者会議」に担当部長が出席し、顧客ニーズに応えるための知識・ノウハウの向上に努めました。

今後も、顧客のニーズを的確に捉えた対応を行うことにより、支援実績の増加に 努めてまいります。

WI. 剰余金の処分の方針

2020 年 3 月期は、当期純利益 135 百万円を計上し、当期未処分剰余金は 2,515 百万円を確保することができましたので、計画どおり優先出資の配当を行いました。

また、2017年3月期から実施している優先出資消却積立を、2020年3月期も計画通り実施いたしました。

更に、普通出資については、1%の配当を行いました。

今後も収益力の強化を図ることで内部留保の蓄積に努め、安定的かつ適切な配当を 行っていく方針です。

Ⅲ. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況

1. 経営管理に係る体制

(1) 内部統制基本方針

当組合では、2011 年 6 月の経営陣刷新以降、経営の透明性の向上を図り適切な 経営管理態勢を確保しております。

また、理事会は「内部統制基本方針」のほか、これに基づく「法令等遵守基本方針」「顧客保護等管理方針」及び「統合的リスク管理方針」の趣旨に則り、その重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することにより、適切な業務運営の確保に努めてまいります。

(2) 内部監査体制

理事会は、「内部監査基本方針」に基づき、内部監査部署である監査部を理事長 直轄の組織として、その独立性を確保するとともに、同部の機能を強化してまいり ます。

監査部は、当方針に基づく監査を通じて、各部室店における内部監査態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に止まらず、問題点の改善方法の提言を行ってまいります。

2. 各種のリスク管理の状況

各種リスク全般を管理する「統合的リスク管理委員会」の組織体制、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理、オペレーショナル・リスク管理態勢については「IV. 2. リスク管理の体制の強化のための方策」に記載のとおりです。

以上